

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項	II 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）	輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）
(省略)	(同左)
「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項 <u>第 11 号</u> 又は <u>第 12 号</u> に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。	「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項 <u>第 10 号</u> 又は <u>第 11 号</u> に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。
(省略)	(同左)
輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）	輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）
(省略)	(同左)
「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項 <u>第 11 号</u> 又は <u>第 12 号</u> に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。	「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第 3 号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を、同項 <u>第 10 号</u> 又は <u>第 11 号</u> に規定する技術的制限手段にあっては、技術的制限手段の内容を記載する。
(省略)	(同左)
関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿） (C-9300)	関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿） (C-9300)
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄 イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項、第 59 条の <u>12</u> 第 3 項又は第 83 条第 5 項の規定の適用を受ける書類については、記載不要である。	(3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所」の各欄 イ 「帳簿の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿の種類名称を「仕入帳」「輸入台帳」等のように記載する。なお、関税法施行令第 4 条の 12 第 3 項、第 59 条の <u>10</u> 第 3 項又は第 83 条第 5 項の規定の適用を受ける書類については、記載不要である。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に記載する。</p>	<p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に記載する。</p>
<p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。</p>	<p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。</p>
<p>(8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 個別の記載方法</p> <p>① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄 は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を<u>括弧</u> 内に記載する。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 個別の記載方法</p> <p>① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄 は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を<u>かっこ</u> 内に記載する。</p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(9) (同左)</p>
<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類） (C-9310)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に記載する。</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書（書類） (C-9310)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口～ニ (省略) (7)～(8) (省略)</p> <p>関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請書（スキヤナ） (C-9315)</p> <p>(1)～(2) (省略) (3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄 イ～ホ (省略) <u>(削除)</u></p> <p><u>△</u> 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。 (4)～(5) (省略) (6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。 口～ニ (省略) (7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。 イ (省略) ロ 個別の記載方法 <u>(削除)</u></p> <p>① 「(2) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p>	<p>口～ニ (同左) (7)～(8) (同左)</p> <p>関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請書（スキヤナ） (C-9315)</p> <p>(1)～(2) (同左) (3) 「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄 イ～ホ (同左) <u>△ 「法第4条第1項、法第5条第1項の帳簿備付」欄はそれぞれの承認を受けようとする書類に対応する帳簿が法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けているものでありその備付の有無により「有」又は「無」を○で囲む。</u> <u>△ 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。</u> (4)～(5) (同左) (6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u>内に記載する。 口～ニ (同左) (7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。 イ (同左) ロ 個別の記載方法 ① 「(2) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載する。 ② 「(3) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>② 「(4) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄 a 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。 b～c (省略) ハ (省略)</p> <p>ニ 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄の「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6(4)に記載した電子計算機処理システムをいう。</p> <p>ホ (省略) (8) (省略)</p>	<p>③ 「(5) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄 a 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。 b～c (同左) ハ (同左)</p> <p>ニ 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄 <u>は、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類についても記載する必要はない。</u> <u>なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書 6(5)に記載した電子計算機処理システムをいう。</u></p> <p>ホ (同左) (8) (同左)</p>
<p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</p> <p>(1)～(2) (省略) (3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所」の各欄 イ (省略) ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載する。 また、<u>括弧</u> 内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。 ハ (省略)</p>	<p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C-9320）</p> <p>(1)～(2) (同左) (3) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所」の各欄 イ (同左) ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載する。 また、<u>かっこ</u> 内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。 ハ (同左)</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) (省略)</p> <p>(5) 「4 COM による保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COM による保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲む。 また、①に○を付した場合は、<u>括弧</u> 内に特定する期間（保存期間の初日から COM による保存を開始する日までの期間）を記載する。</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に記載する。 ロ～ニ (省略)</p> <p>(7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>括弧</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。 ロ～ニ (省略)</p> <p>(8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。 イ (省略) ロ 個別の記載方法 ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を <u>括弧</u> 内に記載する。 ②～⑤ (省略)</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 「4 COM による保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COM による保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲む。 また、①に○を付した場合は、<u>かっこ</u> 内に特定する期間（保存期間の初日から COM による保存を開始する日までの期間）を記載する。</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に記載する。 ロ～ニ (同左)</p> <p>(7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、<u>かっこ</u> 内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。 ロ～ニ (同左)</p> <p>(8) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。 イ (同左) ロ 個別の記載方法 ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を <u>かっこ</u> 内に記載する。 ②～⑤ (同左)</p> <p>(9) (省略)</p>